

平成23年第4回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成23年12月16日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
総務課	長	飯田	修君
企画財政課	長	秋山	幸男君
税務課	長	坂本	隆雄君
まちづくり推進課	長	高野	光司君
住民課	長	木村	克美君
福祉課	長	師岡	昌巳君
保健福祉センター	所長	石塚	稔君
環境対策課	長	蓮沼	均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		矢口	功君
経済課	長	菅田	哲夫君
都市建設課	長	飯塚	正夫君
会計課	長	鈴木	弘一君
教育	長	伊藤	孝生君
学校教育課	長	鬼沢	俊一君
生涯学習課	長	石井	博美君
水道課	長	福田	茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	記 雑 賀 正 幸
書	記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成23年12月16日(金曜日)

午前10時開議

- 日程第1 議案第73号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第74号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁済に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第75号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第4 議案第76号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第77号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第78号 平成23年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第79号 平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第80号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第81号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議員提出議案第8号 関東地方整備局及び利根川下流河川事務所の存続を求める意見書について
- 日程第11 請願第1号 利根町農業助成金制度の見直しを求める請願書
- 日程第12 請願第2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第13 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第73号
- 日程第2 議案第74号
- 日程第3 議案第75号
- 日程第4 議案第76号
- 日程第5 議案第77号

- 日程第6 議案第78号
日程第7 議案第79号
日程第8 議案第80号
日程第9 議案第81号
日程第10 議員提出議案第8号
日程第11 請願第1号
日程第12 請願第2号
日程第13 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

午前10時00分開議

議長（五十嵐辰雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（五十嵐辰雄君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

各常任委員会委員長から委員会審査報告書が提出されております。その写しをお手元に配付してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第1、議案第73号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次いで、賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第73号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、議案第74号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次に、賛成討論です。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第74号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第3、議案第75号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） それでは、二、三質問をさせていただきます。

9ページをお願いしたいと思います。

9ページ、民生費県負担金の中の災害救助費交付金126万円、応急仮設住宅交付金、これは災害ですから、例えばこの前も震災がありましたけれども、それによって家が住めなくなったとか、そういうための交付金なのかなと思うのですが、町が住宅を借りるという説明は受けたと思うのですが、これに対して、もし家が住めないような災害があっ

て壊れた場合、まず一戸に対して幾らぐらい交付金があるのか。それと、期間ですか、どのくらい借りられるのか、その点お伺いしたいと思います。

それから、その下の社会福祉費補助金、地域支え合い体制づくり事業補助金、これは県の補助金でございますけれども306万3,000円、この中身を詳しくお願いしたいと思います。

それともう1点、保健衛生費補助金23万8,000円、自殺対策緊急強化交付金事業費補助金、パンフレットをつくるという説明は受けたと思うのですが、どのようなパンフレットをつくるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） まず、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 今の若泉議員の9ページの歳入です。歳入と支出と絡んでいるのですけれども、11ページにも支出で応急仮設住宅供与事業というのがございます。これは民生費ですけれども、応急仮設住宅というのは、マニュアルで都市建設課になっていまして民生費に入っていますけれども、うちの方で対応しております。

収入支出ともに内容を説明しますけれども、これは県からの要請等ありまして、災害救助法に適用されております地区、要は対象は東北3県と茨城県、あと東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示により福島県から長期避難されている方ということです。

それで、内容でございますけれども、とりあえず原則対象要件をちょっと読み上げます。利根町に居住し、または居住しようとする被災者の方で次の各号のすべての要件に該当する方。東日本大震災により住宅が全壊するなどして居住する住宅がない方、その全壊の中には大規模半壊、半壊であっても取り壊しが決まっているなど、今後居住しない場合も含むということです。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示等により、福島県から長期避難が必要な方、これがまず一つです。二つ目が、避難者の方がみずから契約した民間住宅にみずからの資力で契約の継続が困難である方、これが二つ目です。三つ目、家賃の月額がおおむね6万円、ただし同一居住への入居者人数が5名以上の場合は、おおむね9万円。4番、借り主及び仲介員ですね、代理業者が契約の置きかえを承諾していること。これすべてに該当しないとしないということです。

ということは、津波で流されてしまったとか、地震でつぶれてしまったとか、そういう方であって、全壊で住むところの家がなくて、みずからが今民間住宅に入っているけれども、自分の資力では維持できない方、契約困難な方ということの条件なのです。

それで、例えば先ほど議員がお話しされましたように、壊れちゃってどの程度町でどうのこうのというのですが、例えば大規模半壊や全壊ですと、生活再建で300万円という見舞金が出るのですね。ということは、300万円の見舞金をもらって建てられる方というのは対象になりません。災害救助法の事務要綱の中に、みずからの資力をもっては住宅を得ることができない者には、相当額の貯金または不動産等がある者や住宅の再建ができるだけの一時的な借金ができる方のようなものは原則として含まないということですね。です

から、全壊とかそういうのでなくて、福島県から利根町にこれから住むよということで、民間住宅を借りているけど我々はこれから大変なんだという方が対象、または先ほどの全壊で家に住むところもないという方が対象ですね。

そういったことで町で把握しているのは、福島県からこちらへ来ているのは2世帯来ていらっしゃると思います。そこに一応今のところ通知はしてあるのですが、この議会が決まらないうと正式な受付はできませんけれども、一応お知らせはしてあります。

あとは、今言った家が建てられるとか、修理ができるとか、借金してどうのこうのという方以外の方には、1件1件全部通知を出してございます。

借りられる期間は2年間です。とりあえず2年間です。

それで、今回の126万円でございますけれども、とりあえず3世帯見てございます。3世帯分見てございまして、敷金、礼金、仲介手数料等を町で立てかえるということでございます。ですから、今まで民間の借りていた契約書を今度町に置きかえるという意味ですね。当初お支払いした敷金とか礼金とかすべてのものを、今度町が肩がわりして払うよということ、ただし、それは不動産業者によってもらった金は返さないという方もいらっしゃるらしいのです。そういう方には敷金とか礼金とか、そういったものは返せない。

いろいろな条件があるので、ただ、今回の予算の126万円というのは、そういったものまで見込んでございます。

あと、期間は2年間です。

一戸に対しては、先ほど人数によって6万円とか9万円とかということでございます。

とりあえず、わかりますかね、またあったら再度答弁します。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、ご質問の地域支え合い体制づくり事業補助金につきましてご説明いたします。

これは、茨城県地域支え合い体制づくり事業補助金要綱ということで、県の方の補助金でございますが、まず、目的でございますが、日常的な支え合い体制づくりの推進を図るため、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地の救援及び復興段階において、避難所や仮設住宅等の高齢者、障害者等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供体制づくりの推進を図ることを目的とするものでございます。

補助の対象となる事業につきましては、大きく四つの事業がございます。

一つ目として地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業、二つ目として地域活動の拠点整備、三つ目として人材育成、それから、四つ目として東日本大震災における専門職種による相談、生活支援等でございます。補助率はすべて10分の10でございます。

今回の申請でございますが、歳出の方で、まず11ページの孤独死撲滅事業300万円でございます。これにつきましては、1番目の地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業であり

まして、地域の市民活動として高齢者や障害者等への福祉サービスを提供する活動を支援するため、自治体、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等の既存組織による新たな取り組み、及びNPO法人等の設立準備や事務所を立ち上げ時に必要となる初動経費に対し補助されるものでございます。

今回の孤独死撲滅事業補助金でございますが、この相手方につきましては、利根町社会福祉協議会で実施しておりますリ・スタート講座の修了生が組織しました利根町活性化研究会の一部会でありまして、会員数は14名でございます。利根町の高齢者の急増に対しまして、地域社会が見守りを実践し、孤独死の予防に寄与するボランティア活動を展開していくものでございます。

具体的な活動内容につきましては、NPO法人の立ち上げ、また拠点の整備、見守りネットワークの構築、それから、要支援者に関する情報の整備、見守り活動チームの育成、それと講演会等の開催等を予定しております。

それともう一つ、いばらき障害者等用駐車場利用証制度推進事業6万3,000円でございますが、これは県が主体となって実施しております事業でございます。ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を、必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障害者、高齢者、難病患者及び妊産婦の方などの申し出により、利用証を発行する制度でございます。今回の6万3,000円につきましては、その利用証の印刷製本費でございます。枚数につきましては1,200枚を予定しております。

それともう一つございまして、この支え合い事業で歳出が同じ11ページの目2の老人福祉費、命のバトン事業25万1,000円でございます。この事業につきましては、いわゆる救急医療情報キット、このキットの購入費でございます。これは前回の一般質問でございました、個人のいろいろな情報を入れまして冷蔵庫に保管しておくという情報キットでございますが、この購入費用600セットを予定しております。

議長（五十嵐辰雄君） 続いて、保健福祉センター所長石塚 稔君。

〔保健福祉センター所長石塚 稔君登壇〕

保健福祉センター所長（石塚 稔君） それでは、お答えいたします。

自殺対策緊急強化交付金事業費補助金ということで23万8,000円の県補助金を、金額が確定いたしましたので計上いたしましたものでございます。

こちらは、どのようなということでございますが、例年全国では3万人を超える、10年ぐらいなのですが、自殺者を出しているということで、昨年度もこの事業を行っておりますが、今年度も県から補助金がまいりまして、自殺を防止するためのキャンペーンの啓発用品ということで、13ページの方に支出の方、健康づくり推進事業ということで計上してございますが、10分の10の県補助金がございます。啓発相談事業の充実ということでキャンペーン用品を計上させていただいたものでございます。

自殺防止キャンペーン啓発用品といたしましては、消耗品でございますが、パンフレッ

ト1,500枚ぐらいを想定しております。それから、宛て名シール、ウエットティッシュということで消耗品を計上しております。さらに備品ということでパンフレットスタンドということで、それから、衝立を計上いたしまして、相談事業に備えるということでございます。

おおむねキャンペーンのパンフレットを配付するのは健診会場におきまして、防止キャンペーンの啓発用品を配るということを予定しております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 今、3点ほど質問させていただきまして、応急の仮設住宅、これはよくわかりました。ありがとうございます。

さらに、地域支え合い体制づくり事業補助金、これも中身よくわかりましたので、再度質問はしません。

自殺対策緊急強化交付事業補助金ですが、今、課長も言っていましたけれども、確かに日本で約3万人強の自殺する方がいるわけです。交通事故は1万人前後ぐらいなのですが、大体その3倍ぐらいいるわけです。

今の内容を聞きますと、金額も23万円と対した金額ではございませんけれども、そこに相談に乗るとか、パンフレット1,500枚をつくって、それを配付するということですが、去年もやっていたということですが、一つはどういう方にこの1,500枚のパンフレットを渡してきたのか、それから、それに対して相談というのですが、それは何件ぐらいあったのかちょっと聞きたいなと思います。

なぜかと言いますと、自殺する方というのは、例えばお金に困ってどうしてもお金の借金というか、そういうものから逃れたいとか、さらには重い病気とか何かで生きる望みもなくなったとか、そういう方がいろいろノイローゼ気味になって自殺ということになると思うのですが、ただパンフレットを配付するだけでは、自殺を防ぐということにはちょっとならないと思うのです。ですから、先ほど私聞きましたけれども、パンフレットはどういう方に配付しているのか。それから、昨年度の実績ですね、どういう相談を受けたのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長石塚 稔君。

保健福祉センター所長（石塚 稔君） 昨年は内容を細かくは覚えておりませんが、講演会、それから、ゲートキーパー研修ということで、自殺防止対策ということでやらせていただいた経緯がございます。

また、相談ですが、健康教育といたしましては19回、620人、それから、健康相談につきましては総合健診相談としては2回4人、それから、電話相談といたしましては、生死にかかわるもので61件、またあらゆる機会ですういった話がありましたら相談には応じるという形でございます。

今回のパンフレットはどういうところで配付するのかということでございますけれども、先

ほども申しましたが、健診会場、今後骨粗鬆症にかかるものが2月、乳幼児健診、これは毎月やっております。それから、婦人科健診が5月でございます、その際に1,500人程度を対象に啓発用品を配付して、少しでも知っていただければということで対応していきたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 内容、よくわかりました。その講演会を19回やっているということで、結構やっているんだなと感じました。

また、電話の相談も61件ということで、それなりにあるのかなと思います。しかしながら、自殺する方というのは、どうしてもさっき言いましたように、相談に乗ったぐらいでは自殺しないというか、それでも私強く生きていくんだと、そういう気持ちになかなかないと思うのですが、こういう制度があるからには、それなりにことしも一生懸命やっていって、少しでも自殺が少なくなるようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） 二、三、お尋ねいたします。

まず、5ページですけれども、債務負担行為の補正が出ました。これは24年4月からの業務を実施するために16件、今回計上されたものと思いますけれども、それで、この限度額の設定ですけれども、業者等の見積もり、あるいは前年度からいろいろ考えてこのような限度額を設定されたと思うのですけれども、この業務内容をよく点検し、あるいは精査して、改善すべき点は改善してこの委託料限度額をここで計上されたと思うのですけれども、昨年度から大幅に削減された事項ですね、それは何なのか。

また、昨年と同じような金額で限度額が設定されたとすれば、それはなぜなのか、その辺のことをちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、細かくなって恐縮なのですが、14ページでございます、名称は身近なみどり整備推進事業123万9,000円となっておりますけれども、これは環境税でしょう、茨城県独自でやった、いわゆる湖沼対策の環境税が一部このように交付金として回って還元されている補助金ではないかと、私は思っているのですよ。

というのは、これは我々県民税を納める中で均等割を引き上げましたね。私は反対したのですけれども、橋本 昌知事がどうしてもということで、これをやられた。その県民全体から集めた環境税の一部を利根町の方にも還元した数字だと思うのですけれども、利根町民が納めたそういった均等割の額と、この123万9,000円というのはどうなのでしょう、住民が負担した方が多いのかどうか、それがわかり願えれば、数字的にあわせて私どもにお知らせいただければありがたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、5ページの債務負担行為の補正につきましてお答え申し上げたいと思います。

今回16件ございまして、前年度と比較しまして限度額が変更になっておりますものが、まず、一番上の議会会議録反訳委託が変更になっております。こちらが37万8,000円ほど増になっております。これは会議録の反訳委託ということでございまして、冠水対策委員会の会議録が平成24年ふえるということで、1回当たり2時間の会議録を作成するという事で37万8,000円が増になっております。

次の議会会議録印刷製本、こちらは33万3,000円ほど減額になっております。

次の議会広報印刷製本につきましても122万6,000円ほど減額でございます。

それから、広報とね印刷製本も103万8,000円ほどの減になっております。こちらにつきましては、見積もりの中で単価の減によるものでございます。

続きまして、広報とねの次の次ですけれども、バス運行業務委託につきましては12万6,000円の減でございます。こちら、内容は変わりませんが、見積もりに伴いまして減額になったものでございます。

福祉バス運行業務委託につきましても9万6,000円の減額となっております。こちらも内容は変わりませんが、見積もりによるものでございます。

次の施設設備管理業務委託（利根庁舎）から施設設備管理業務委託（布川小学校地区コミュニティセンター）までは前年度と同額の限度額になっております。

それから、庁舎消防設備保守点検業務委託については、見積もりによりまして2,000円の減でございます。

次の庁舎日常清掃業務委託（緊急雇用創出事業）につきましては、見積もりによりまして1万7,000円の増になっております。

最後の自動体外式除細動器（AED）の賃貸借でございますが、こちらは前年度と同額でございます。こちらレンタルで品物を借りてございますので、リースのような、何年かたつと金額が減るということはございませんので、前年度と同額の限度額ということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、税務課長坂本隆雄君。

〔税務課長坂本隆雄君登壇〕

税務課長（坂本隆雄君） 県税でございますので、ちょっと詳細には今わかりかねます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 大変数字的に細かいことで、突然ではありますけれども、県税は町で徴収するものですから、それはわかるわけですね。それで、納税者個人に県税の額、引き上げられた額を掛ければ全体的に額が出てくるということになりますので、すぐそれはわかると。

実際に私が心配しているのは、茨城県全体でもって増税された額が、果たしてこの利根町のようなインフラ整備、要するにこれは下水道ですよ、下水道の整備に絡んでいるのですよ。

それから、その整備された地区には回ってこないおそれがあるのです。いわゆる県北の方に金が多く行くという性質のものであるから、ちょっとお聞きしたので、後でもいいですから、別に私どもの方へ報告はなくてもいいのですけれども、執行部としてその辺チェックしておいていただければありがたいなと思います。

それから、新しい質問で恐縮ですけれども、先ほどの自殺防止のキャンペーンのパンフレットをただ配って、それが事業だと、県費だけで、それで終わらせるということですが、これはどうなんですか、利根町で自殺未遂の事例的なものはあるんですか、ないんですか。

それから、一課だけで、担当課は予防だから衛生関係で受け持っていますけれども、これが広く、教育長どうなんですか、学校関係ではこういう自殺予防的な授業というか、運動というものは、話は出ていないのでしょうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） お答えします。

学校関係も大変自殺予防については、いろいろな教職員の研修等を昨年度行ってきております。実際に今のところ利根町においては、幸いにそういった事例はないのですが、そのような子供たちに可能性があるということを考えて、昨年度はいろいろな研修を行って、実際にそういった予防に努めるよう教職員などにも指導してきております。やっております。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） それでは、2点ほどお伺いします。

まず、12ページ、児童虐待防止対策緊急強化事業33万3,000円の予算がついていますが、この事業の中身、具体的にどんなことをやっているのか教えてください。

それから、13ページの一番下、農業振興費、農作物放射能測定事業、委託料として食品放射能測定システム操作員派遣業務委託、操作員派遣業務委託というのですね、この辺がちょっと仕事がどんなことをやっているのか全然イメージがわからないから、これも具体的にどんな仕事をしているのか、そして何人がこの仕事を請け負っているのか、わかったら教えてください。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、児童虐待防止対策緊急強化事業につきましてご説

明いたします。

この事業の目的でございますが、安心こども支援事業に基づきまして児童虐待等に対しまして広報啓発等や児童育成体制強化、並びに環境改善を実施することで、市町村の児童虐待防止対策の緊急的な強化を図ることを目的とする事業でございます。これも同じく10分の10の補助でございます。

それで、具体的な事業は何をするのかということでございますが、今回の33万3,000円でございますが、消耗品といたしまして啓発用のポケットティッシュ、それとのぼり旗の購入でございます。それから、乳児家庭全戸訪問時に啓発用のパンフレット等を購入予定でございます。それと、チラシですね。虐待から子供を守ろうということで、2,000部のチラシを購入予定でございます。それと備品購入費としまして、先ほど言いました乳児家庭全戸訪問時に乳児用の体重計を1台購入する予定でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

〔経済課長菅田哲夫君登壇〕

経済課長（菅田哲夫君） それでは、お答え申し上げます。

放射能測定システムの方の検査の仕事の内容、それから、何人ぐらい従事するのかということでございますので、こちらにつきましては、皆さんご存じのとおり、農作物を初めとするものを検査して今やっているところでございます。

人数につきましては、2名でございます。

現在、シルバー人材センターの方にお願ひしまして検査の実施をしてございます。

2名でやる仕事でございますけれども、サンプルを皆さん持っていらっしゃいますので、そちらのサンプルをまず、野菜であればミキサーにかけまして、それを容器にまず入れます。タッパーという器がございますので、それに入れまして、重量等をはかったり、1キログラムでやりますので、重量をはかって、次にそのサンプルを装置の内部に入れます。10分ほど待ちまして、そのデータが出てきますので、それをプリントアウトしまして、住民の方にそちらのプリントアウトしたものを渡してあげるという作業を行うものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 放射能測定システム操作員というのは、利根町が今度新たに400数十万円で買った測定器、これの操作を委託されて仕事をやっている、それで2名がやっているということ、よくわかりました。

その前に質問した児童虐待防止対策緊急事業33万3,000円、これの使い道がほとんど啓発事業と申しますが、PR、啓発ですね、ポケットティッシュ、それから、のぼり旗、パンフレット、チラシ等ですね。僕は、そういうことも大事だろうとは思いますが、実際にDV、ドメスティック・バイオレンス、子供虐待、こういうことについて相談窓口の強化というのが大事だろうなど。いつもそういうことがあったと薄々わかっていただけ

ども、実際には児童虐待が起こってしまった。窓口に来て相談したんだけど、相手の親がそれを調査に入ってくるのを拒否したりとかいろいろあって、不幸なことが毎年起きているのですが、相談窓口の強化等にはこの事業費は使われてはいないのですね。相談窓口はまた別の予算でやられているわけですね、その辺、わかりましたらお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

福祉課長（師岡昌巳君） 児童虐待につきましては、福祉課、並びに保健福祉センターの保健師の方に、個々にいろいろな相談が入ってきております。現在も何件かございまして、きのうもその個別会議を開催したところでございます。

その強化学業ということでございますが、なかなか町の窓口だけでは、これは解決できませんで、きのうも警察また児童相談所、そういったところから専門職員をお呼びしまして対応をしていくということでございます。

それで、この啓発につきましては、毎年9月ですが、強化月間ということで町内2カ所のスーパーの店頭でチラシを配ったり、そういうことを実施しております。

議長（五十嵐辰雄君） ほかに質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論。

続いて、賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第75号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第6号）を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第4、議案第76号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次いで賛成討論です。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第76号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第5、議案第77号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論。

次いで賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第77号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第6、議案第78号 平成23年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論。

次いで賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第78号 平成23年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第7、議案第79号 平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論。

次いで、賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第79号 平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第8、議案第80号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論。

賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第80号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第9、議案第81号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論。

賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第81号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第10、議員提出議案第8号 関東地方整備局及び利根川下流河川事務所の存続を求める意見書についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 私は、反対の立場から討論させていただきます。

まず、国民の意識の流れに、これは逆行する請願だなと思います。行政のむだ遣い、税金のむだ遣い、この問題について、メディア、新聞、さまざまな紙上で行政のあり方が問われています。その中で一番最大の関心を集めているのは、大阪の橋下知事が市長選で大きな政治的なテーマにしましたけれども、これが二重行政がむだであると、だから、それを廃止するんだと、簡素化していく、税金のむだ遣いをできるだけしないということで大差をつけて当選されました。

全く同じことがここにも言えると思います。県及び地方、そして国、この行政のむだ、具体的に新聞紙上でもテレビでも何回も放送されています。例えば県道と国道が隣接している場合、それぞれ掃除したり維持管理する場合には、そこを避けて、一たんその道路から避けて、またつながっているところへ行くと、非常にむだが多いのですね。

コスト的にどうか、これは朝日新聞に大分前に出ていましたが、ほぼ同じ規格の国道と県道の維持管理費を比較した場合、国が管理している場合は県の費用の約1.5倍、多いところは2倍近くかかっているそうです。大変国の方が行政コストが高いのですね。これは全部税金のむだ遣いになっています。

そして、ここに請願を出した関東地方整備局の職員の方々、彼らは仕事なくなる、だからこういうことを請願してきました。確かに我々の身近なところで災害がいろいろあったときに、彼らが頼りになりますよ。でもそのために日常的に非常に高いコストを彼らのために使わなければ、用意しておかなければならない、こんなばかばかしいことはやめて、県でできることは県に任せる、二重行政のむだ遣いはもうやめる。日本は約1,000兆円の赤字があるんです。これ以上赤字をふやさない。

大切なことはできるだけシンプルにすることです。民に任せることができるものは民、地方に任せることは地方、この日本じゅうに張りめぐらされた地方事務所、こういうむだ

を一刻も早く簡素化して税金のむだ遣いをなくすように、私は切に願っております。

以上の考えで反対です。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、賛成討論です。

10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま守谷議員が討論としていろいろなことをおっしゃいましたが、それは、私、わからないことはありません。しかし、この利根町というのは戸田井橋から河内町まで、大体十二、三キロメートルはあると思います。利根川の沿川に利根町はあります。そして、昭和56年の小貝川の水害、さらには、ことし3月11日の大震災よりまして堤防は何カ所も危険な状態になっております。そういうときに、やはり身近に佐原の事務所があるということは、我々、利根町に住んでいる住民としては心強い、そう私は思っております。

また、この利根町におきましては、緑地公園として利根川の河原にサッカー場、テニスコート、さらには多目的広場、そういうものがあります。野球場もあります。その中で町民の皆さんも日々を送っている、そういう状況でございます。

これが佐原の方から借りて許可を得ている、そういう状況です。もしそこがなくなっても借りられないということはありませんが、やはり利根町としては、身近なところにそういう国の出張所というか、そういうものがあると、利根町としては大変よいのかなと、私はそう思います。

これからも、この利根川を我々は背に受けて住んでいるわけですから、台風等また大水が来たときでも、一番心配なのは水害でございます。そういうときに常に頼りになる国の行政の出張所というか、そういうものがあるということは、何としてもこれは置いた方がいいのかなと、そういう観点から私は賛成の立場で討論をいたしました。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、反対討論です。

賛成討論です。

討論ありませんか。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第8号 関東地方整備局及び利根川下流河川事務所の存続を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） もう一度お願いします。

暫時休憩します。

午前 11 時 02 分休憩

午前 11 時 15 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

採決の結果、賛成反対同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決します。

議員提出議案第8号 関東地方整備局及び利根川下流河川事務所の存続を求める意見書については、議長は可決と裁決します。賛成です。したがって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第11、請願第1号 利根町農業助成金制度の見直しを求める請願書及び日程第12、請願第2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願の2件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第11、請願第1号 利根町農業助成金制度の見直しを求める請願書及び日程第12、請願第2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願の2件を一括議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長井原正光君。

〔総務産業建設常任委員会委員長井原正光君登壇〕

総務産業建設常任委員会委員長（井原正光君） それでは、請願審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号1番、付託年月日は平成23年12月6日です。件名は、利根町農業助成金制度の見直しを求める請願書。

続きまして、審査の経過と結果について申し上げます。

審査は12月14日水曜日、午前9時から総務産業建設常任委員会を開催いたしました。委員は全委員が出席いたしました。委員会に請願紹介議員の花嶋、高橋両議員、説明者といまして、菅田経済課長外3名の職員が出席をいたしました。

まず、菅田経済課長から農業助成金制度の概要について説明を求め、制度の内容を各委員が理解した上で審査に入りました。

審議は、各委員から活発なる審議また建設的な意見が飛び交い、また討論については全委員から賛成する討論がございました。つまり、個人にも組合等も助成金は同額にすべきだという意見でございます。

簡単ですが、これで報告を終わりますけれども、詳細については会議録をごらんいただきたいと思えます。

続いて、ちょっと時間をいただきまして、委員会で私が感じたことを申し上げておきます。

利根町が将来の農業について担い手育成をしようと、国の政策のもとに進めていることは、これは誤りはないといたしましても、各市町村、それぞれ地域的な特色を生かし独自に政策を定義づけ実施しておりますが、しかし、当町の場合は大変不明瞭であると言わざるを得ません。営農組織あるいは法人に助成し続けるということに疑問があるわけでありませぬ。

営農組織に行く過程は、個人の農家がいろいろと相談し、またその話し合いの中で集団組織、営農組織を立ち上げ、それがさらに農作業という面から農業経営という面に発展させる、これが法人化への進展だと思えます。簡単に言うところなると思えますけれども、しかし、今、農業が行っている、農政が行っていると言いますか、行政が行っていることは目標だけで、それまで導くという誘導する手立てをしていないというのが欠点、欠点といえますか、そのように手立てをしていないと私は感じた次第でございます。

高齢化による不耕地の解消、また所得をふやすこと、労力の省力化などなど、これは組織として経営体を強化することで今後の農政を発展させていくという重要なことであろうと思っております。

しかし、完成された経営体になっても、いつまでも継続して助成することとは別問題であると考えます。事実、今、新しい組織の誕生はありませんし、何十年から前の営農組織が法人化しただけで、解散した組織も多いわけでございます。

町はこれまで土地改良事業を進めながら、農地の集約とあわせ経営の転換と組織化を進めてきたわけでございます。その土地改良事業は、今進めている文間地区を除くと文、布川地区が未整備地区として残ります。今後の事業の見通しは、長期的に見て淡い期待ぐらいしか持てない状況だと思えます。

では、町が目標とする担い手としての営農組織などは土地改良事業が進まないといけないかというと、そうではありません。行政が本気になって行動を起こせば改革は進みます。農業を真剣に考えていないから、将来に向けての企画立案が立たない、あるいは我々に示されないんだなというふうに私は考えました。

また、一部の農家が一定要件を見だし認定農家となっておりますが、この認定農家も個人

経営ということから、今回の助成は大変低いものとなっております。何のための認定農家が、認定農家は、私は担い手農家の一番手だというふうに考えております。

国の政策が変われば、町の方針も変える。何十年も同じことをやっているのではなく、目的が達成されたら、自立されたらそれでおしまい、未完成の組織に向けて新しい地域農業のあり方を考え推し進めていくべきだと私は思っております。

また、農家は、農業は今大変な局面を迎えようとしております。ＴＰＰ問題でございます。10年後には関税が完全自由化になると、そのような中で農家は今、資材の値上がりと、特に肥料などですけれども、この値上がりで大変苦しんでおるところでございます。

また、生産された米を中心とする野菜なども、今、大変価格が安く、農家の所得は年々減少しているという状況でございます。

10年後にこの関税が廃止された場合には、米は今の3割から4割安くなるということで、なおさら農家の経営が成り立たなくなると私は思っております。経済発展国、あるいは途上国では、日本の米を安全性が高い、また安心して食べられるということで受け入れられているようでございますが、日本の農家が外国に向けて輸出できる、その体制ですね、これを構築するにはまだまだ時間が必要でございます。また、そのハードルは非常に高いと私は思っております。

ですから、今後、農政担当者の手腕が試される、それが今後の農業を左右すると言っても過言ではないと思います。農家とひざ突き合わせて、農家の皆様方の意識を変える、その改革を進めていただくよう努力を心からお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、厚生文教常任委員会委員長今井利和君。

〔厚生文教常任委員会委員長今井利和君登壇〕

厚生文教常任委員会委員長（今井利和君） ご報告いたします。

平成23年12月6日付で厚生文教常任委員会に付託されました請願第2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願であります。

12月13日午後1時半より厚生文教常任委員会を開会しました。厚生文教常任委員会の全員、花嶋副委員長、五十嵐委員、白旗委員、船川委員、そして私。紹介議員の守谷議員、新井議員。説明員として環境対策課蓮沼課長、奈良主査。事務局より雑賀書記、飯田書記出席のもと開会されました。

慎重なる審査をいたし、採決の結果、請願第2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願は、全員賛成の採択と決しました。

事務調査の内容について、会議規則第94条第1項の規定によりご報告いたします。

参考資料として、一つ、指定法人ルートによるリサイクル法の流れ、二つ、容リ法にお

ける各種団体の役割分担、三つ、附帯決議、四つ、2Rを促進する容器包装リサイクル法の改正について、国への意見書提出を求める自治体への請願署名のお願いの合計4部を提出いたしました。

意見として、現在の法律の中でリサイクルコストの内訳は。こういう質問ですけれども、商品の流れを少し言います。瓶の製造メーカー、再商品化費用、新瓶価格、事業者、消費者、空きビン、自治団体、カレット業者、瓶製造という流れで商品の流れになっております。これは、名古屋市回収選別保管費より算出した50ミリ瓶の例を例えて意見を交換しました。

次に、市民案の流れを言います。瓶製造メーカー、リサイクル費用プラス新瓶価格、事業者、消費者、空きビン、片方は自治体、収集選別保管、もう一つは瓶を洗って工場の方リユース費用として30円ということでの説明です。カレット業者、瓶製造、そしてもとに戻ってリサイクル価格、これを頭に入れてもらって意見の交換をしました。

リサイクルにかかる費用の15%を占める再商品化費用のみ商品の価格に含まれている。運送費、検査、新瓶の価格、85%を占める収集選別保管費用で負担となっている。ものづくり優先で環境優先ではない。消費者にリデュース（発生抑制）価格の上乗せをしたら価格が上がり理解が得られない。環境づくりから一日も早く市民案2Rに近づけなければならない。そのための環境づくりが大事。

総務省の容器包装リサイクルの促進に関する政策評論によると、リユース費用はビール瓶に例えると、カレット業者に渡すのではなく、再使用方向で事業者がなるべくごみにならないような環境に配慮した容器包装、例えば繰り返し使える容器、省資源の容器包装、無包装などを積極的に選ぶようにする。

意見として、現状の問題を解決する突破口という意味で賛成します。

意見、事業者にすべてのコストをかけるのは難しい。

意見、コストダウンはできるのか。このことに対して環境省はこう答えています。コストダウンとして考えられるのは行政が行う資源の回収・運搬委託の年間約2,000万円の一部が削減できる可能性があります。資源の販売収入は利根町分で年間約500万円程度で、これらは塵芥処理組合の収入となり、間接的に町の負担金の軽減になりますが、塵芥処理組合において資源回収後の処理がなくなれば、機材のランニングコストや人件費等の施設運営が削減でき、これらの経費節減の方が大きいと考えられます。

意見、請願趣旨に賛成。

実効性のあるリサイクル法の施行をお願いしたい。

委員会としても十分加味してほしい。

各委員会から説明を求める意見も尽くされて、反対の意見もなく審議が終了いたしました。

採決することを諮ったところ、採決することに異議なしの声があり、採決の結果、請願

第2号は全員賛成により採択となりました。

以上で報告を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、請願第1号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、採択することに反対の方の発言を許します。

11番白旗 修君。

〔11番白旗 修君登壇〕

11番（白旗 修君） 私は、この請願の趣旨に対して賛成できかねるところがあります。しかし、この請願は現在の利根町独自の農業政策、並びに農業助成金のあり方を議論のまないたに乗せるという点で極めて貴重であり、この請願を今後の議論の一つの足がかりとすることを町長に強く求めます。

まず、請願書の記述には誤りまたは誤解を招く記述があったと、私は見ております。請願書では飼料用米等の転作作物の助成金は、営農組合、法人には10アール当たり1万円、個々の農家は10アール当たり5,000円と助成金に差が出るようになっていたとの趣旨の記述があります。町の農政担当課長によりますと、飼料用米等の転作作物の助成金は、営農組合、法人、そして個々の農家すべて一律に10アール当たり5,000円であると明言しました。

この場合、議論は町の農政担当課長の言葉をもとに進めなければなりません。つまり、飼料用米の転作作物の助成金に営農組合、法人、そして個々の農家との間に差があるという請願者の主張は論拠を失います。この主張を理由の一つとして請願の署名を募ったとすれば、仮にそれが間違いであったと、勘違いであったとしましても、署名請願の理由の半分はなくなってしまうこととなります。

次に、助成金に上記の差があるという主張は別として、利根町の助成金を近隣市町と同じにすべしという請願者のもう一つの主張がありますが、これも少なくとも一般的には賛成できかねません。

地方自治体の独自の補助金は当該自治体の独自の農業政策によって、そして財政状況を勘案して独自に決めてよいことでもあります。近隣市町にあわせてもっと助成金を出すべきという理由は、必ずしもないわけです。請願者のお気持ちはわからないでもありませんが、私はちょっと合理的な根拠としては不十分ではないかというふうに考えております。

しかし、利根町の農業政策全般には、先ほど井原議員がご指摘のとおり、非常に大きな問題が残されたままで推移しております。町の農業の担い手育成策に限っても、先ほども井原議員が言っておりましたけれども、前町長以来の施策を単に踏襲しているに過ぎませ

ん。町が定義する農業の担い手には、優良農家、いわゆる認定農業者は含まれていません。また、営農組合への担い手補助金10アール当たり1万円、これを先ほども指摘されておりましたけれども、際限なく出し続けているといったような問題点があります。農業が町の基幹産業と言いながら、抜本的な施策ははまだ見られません。町長は、今回の請願を町の農業政策への問題提起として重く受けとめなければなりません。請願そのものについては、私はそういう感じを持っておりますけれども、これで町の農業政策あるいは補助金の出し方がよいということでは全くありませんので、その点はぜひ執行部の方はご理解をいただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、採択することに賛成の方の発言を許します。

10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） 私は、請願第1号に対して賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま白旗議員がおっしゃったとおり、この請願の書き方が、私たち委員としても最初は戸惑いました。それで経済課の方からよく説明を受けてわかりましたが、要するにこの書き方といいますのは、担い手育成支援として10アール当たり1万円、これは営農組合とか、そういうところに差し上げている。

それで、この書き方として、個々の農家には10アール当たり5,000円の補助金を行っている。個々の農家の10アール当たり5,000円というのは、今回の補助金制度の問題になっている飼料米に対する補助、ですから、個々の農家の場合は10アール当たり5,000円、担い手育成支援として、組合法人の営農組織を持っている方は10アール当たり1万円既にもらっています。さらに飼料米をつくった場合は5,000円ですから1万5,000円。そういうことでございますので、確かにこの請願の書き方がちょっと理解できないことはありますが、私は経済課の方から説明を聞いて理解が得られました。

では、なぜ私は賛成なのかと言いますと、利根町の農業政策、特に遠山町長の考えは、これから担い手育成をしていくためには、どうしても補助金を上げると。上げていますけれども、これからは法人とか営農組合をつくった場合は上げていくのかなと思います。確かに今、営農組合、5組合だと思いますが、東文間地区の東部地区、さらには今度ことしから始まります北部地区の文間地区、そちらの方では基盤整備がこれから行っていきます。約終了するまでは10年くらいかかると思います。ですから、文間地区も基盤整備が完成しましたら、当然今度は農作業もやりやすいし、そういう組織化されて、法人、組合ができるのは、これ間違いなことだと思います。そういうところには、やはり今の考えでは1万円ずつ10アール当たり支援していくのかなと思います。

しかしながら、今回の飼料米に関する補助金は、今、利根町で個々の農家の方が1,017軒あるそうでございます。この1,017軒の平均年齢は大体60歳以上になっております。

ですから、個々の農家ということは、特に文間地区はこれからやりますから、現在は個々の農家の中に入っていますけれども、文地区、布川地区、そういうところは先ほど井原議員もおっしゃっていましたが、恐らく基盤整備というのは不可能なのかなと、私はそう思っております。

ということは、今の田んぼの面積というのは小さくて格好が悪い。耕作するのにも非常に仕事の面で不便を感じております。そういうところに、例えばの話ですよ、例えばの話、営農組合の人たちが、じゃあ年をとったからやってあげるといことはなかなか難しいです。営農組合の方たちというのは、農作業を行っている機械、そういうものは大型が多いです。ですから小さい田んぼへ入るといのは非常に作業の能率化というのが落ちてしまいます。ですから、なかなか引き受けられない。しかしながら、個々の農家の人たちは、これから10年先になりますと、恐らく70歳以上を過ぎてしまうと思います。そうなりますと、まず、農家をやっていくのに非常にやる方が少なくなってきました。

そういう状況で、今現在この補助金ですか、5,000円を利根町は出していますけれども、これは営農組合の方も同じなんです、しかしながら、この利根町というのはJA竜ヶ崎市と統合しておりますので、牛久と龍ヶ崎と利根町は一緒なんです。それで龍ヶ崎は1万円、牛久も1万円、この飼料米に関して出しております。ですから、農家の方たちというのは、同じJAの中なのに、自治体は違いますけれども、なぜ片方は1万円もらえて、利根町は5,000円しかくれないのか、そういうところに大分農家の方は不満を持っていると思います。

ですから、これから将来のことも考えていけば、確かに担い手を育成していくのは、これはやらなければいけない、これはぜひともやっていただきたいと思いますが、しかしながら、これから営農組織というものをやっていくためには、どうしても基盤整備がまずは第1条件です。そういう基盤整備ができないところの農家の方たちというのは、営農組織というか、そういう法人化というのは無理だと思います。そういう中でも年をとっても現状ではこれから農家を10年も15年もやっていかなければいけない。そういうところで補助金の差が出てくるということは、農家の方たちも不満が募るばかりでございますので、ぜひとも町の方もよくそういうところは考えていただいて、龍ヶ崎市、さらには牛久市と同じように1万円ずつ出せるような、そういう考えを持っていただきたい。そういう理由から私は賛成の立場で討論いたしました。

議長（五十嵐辰雄君） 反対の討論です。

ありませんか。

次に、賛成の討論です。

7番高橋一男君。

〔7番高橋一男君登壇〕

7番（高橋一男君） 私は請願に対して賛成の立場で討論を行います。

その前に、私、請願の紹介議員の一人として、本来ならば討論する予定はなかったのですが、反対討論が出ましたので、私も反論するわけではございませんが、そういう意味を込めて賛成の討論をちょっとしたいと思います。

先ほどから討論の中で請願文書の中身について、一部、誤りではないのですが、誤解を招くような文章があるということに対して、私、紹介議員の一人といたしまして、この件については非常に申しわけないと、本来ならばもう少しきちんとチェックして、その上で提出すべきかなということで、本当に皆さんに申しわけないという気持ちであります。

それで、中身ですけれども、実はこの問題が請願を提出する過程で、10月23日に大房の集落センターでこの問題について非常に農家の皆さん、個々の農家の方々が非常に不満を漏らしているということで、その内容を聞いたところ、やはり補助金の出し方に問題があるということで、皆さんに集まっていたいて、これは農協の理事、あるいは幹事も同席していただいて、その中でいろいろ皆さんと議論しました。

その結果、請願を提出して、みんなで署名集めをしようということを決断しまして、このように請願提出になったわけでございます。

そして、その請願の中身ですけれども、先ほど申し上げように、飼料米、前年度までは加工米として提出したのですが、今年度から飼料米として利根町は提出するというところで行われたわけでございますが、この中で先ほども出ましたように、近隣市町村、これとの格差がちょっと大きすぎるということで、一つの、先ほどの討論の中に出ましたけれども、JA竜ヶ崎市の場合、利根町と牛久市と龍ヶ崎市、これが農協で合併したわけでございますが、その窓口は一つですけれども、龍ヶ崎市、牛久市はお互いに10アール当たり1万円の補助を出している。ところが利根町の場合は5,000円しか出していないということで、非常に個々の農家の方の不満があったということです。

それから、参考までに近隣市町村の補助金の内容ですけれども、これはJAみなみ、これは取手市、守谷市、つくばみらい市、これに関しましては取手市が2万2,000円、守谷市が1万8,000円、つくばみらい市が2万円。それから、JA稲敷、これは河内町が1万円、稲敷市が1万500円、美浦村が1万5,000円、それから、阿見町も1万5,000円出しております。

つまり近隣市町村では、利根町が一番補助金が低いということで、個々の農家の方々が非常に不満を漏らしているということで、私も一般質問の中でこの件について町長に質問しましたけれども、町長の答弁としては、利根町は担い手育成資金として、先ほど言いましたように1万円出していると。ですから利根町は飼料米は5,000円しか出せないんだと、ほかの市町村では担い手育成を出していないけれども、利根町は出しているんだということで、そういう言い分を町長は言いました。

しかし、我々から言わせれば、担い手育成は担い手育成資金として、これはいいです。しかし、先ほど委員長報告の中にありましたように、担い手育成に資金を出して助成をし

て、その結果、担い手育成が規模拡大して、しかも営農組織がふえているかということ、そうではないわけです。ですから、本当に永久的に出し続けるということも問題だし、我々ことし初めて飼料米というものが導入されたことで、今後、これがさらに来年、再来年と続いた場合に非常に5,000円の差額というのは多いのですよ。個々の農家から言いますと、特にこの協力している方々というのは、これまでも非常に生産調整、つまり減反に全面的に協力したまじめな農家の方が大半なのです。その人に対して、不満の声があるということは、利根町の補助金の出し方に問題があるのかなと、私はそのように感じております。ですから、この請願の結果はどうなるかわかりませんが、ぜひ利根町のトップである町長に対して、この補助金問題を何とか、個々の農家のやる気を起こす、今後一生懸命規模拡大して農業を発展させていくためにも、ぜひとも補助金の見直しをしていただきたいというのが私の考えでございます。私が賛成討論をした一つの問題点は、その補助金の格差を何とか解消していただきたいというのが、私の願いでございます。

以上で賛成討論を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 賛成討論、ありませんか。

以上で討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第1号 利根町農業助成金制度の見直しを求める請願書を採決します。

請願第1号に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、請願第2号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、採択することに反対の方の発言を許します。

次に、採択することに賛成の方の発言を許します。

11番白旗 修君。

〔11番白旗 修君登壇〕

11番（白旗 修君） 私は、この請願に対する賛成の立場からの討論を行います。

ある意味、条件付きの賛成でございます。

請願では2Rを促進すると言っております。2Rというのはリデュースとリユースのこ

とであります、3 Rではなくて2 Rを促進するということでもありますけれども、その案は、私が議論で見聞した範囲内では、やや非現実的ではないかと思いますが、こういう現在の容器包装リサイクル法の問題点をまないたに乗せるという意味で意義があると思います。それゆえに賛成いたします。

現在の容器包装リサイクル法では、リサイクルコストの行政負担が大き過ぎるとの指摘がありますが、私もそう思います。しかし、リサイクルコストの多くを容器メーカーに負わせるという考え方が、この請願の根底にありますけれども、これはメーカーの負担が大き過ぎて非現実的ではないかと思います。もっと消費者負担、あるいは受益者負担の道を考える必要があると思います。

請願者は2 R、つまりリデュースとリユースを目指すとっておりますが、先ほど言いましたように、非現実的な面が強いと思います。

例えばいろいろありますけれども、請願者はスーパーなどでの販売は、現在はパックに詰められたものが多いわけですが、請願者は販売は裸売りやはかり売りを主とするとしておりますが、現在の販売流通システムはパック売りを前提として広く普及しております。POSシステムと言われるレジのシステム、あるいは物流システムを変更するということは不可能ではありませんけれども、極めて膨大なコストが生じ、また一朝一夕にできることではありません。

それから、もう一つの例で言いますと、数万人が来場する野球場、あるいはサッカースタジアム、ここで再利用できるコップや弁当箱を使用するというのも提案しておりますけれども、そのための手間とコストが極めて大きく、またユーザーのマナー教育も時間がかかります。衛生面の問題等々、これもそう言うほど簡単ではございません。

請願者は2 Rが目指す社会と言いますけれども、完全な2 Rはあり得ないと私は思います。なぜならリユースのためには、どうしても何らかのリサイクルが必要となるからであります。

以上のように、ざっと見ただけでも請願者の目指す2 Rはかなり現実的には厳しいハードルが待ち構えております。しかし、現在の容器包装リサイクル法の問題点を改善するきっかけとなると考えて、私はこの議論をさらに、この議会のみならず国会あるいは社会全体で議論を深めてもらいたいと思います。そういうことで、私はこの請願に賛成いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 反対討論、ありませんか。

次に、賛成討論です。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第2号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願を採決します。

請願第2号に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第13、常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、組合議員から各組合議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、稲敷地方広域市町村圏事務組合議員船川京子さん。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議員船川京子君登壇〕

稲敷地方広域市町村圏事務組合議員（船川京子君） 稲敷地方広域市町村圏事務組合議

会報告をいたします。

平成23年10月18日に平成23年第3回議会臨時会が開催されました。

議案第1号 工事請負契約について。

(仮称)龍ヶ崎消防署新河分署庁舎建設工事についての議案です。これまでの新利根出張所と河内出張所が統合され、新たに河内町長竿字東ノ町5764番地、同じく5765番地に龍ヶ崎消防署(仮称)新河分署として開設されます。それに伴う建設工事で指名競争入札による契約です。契約の相手は株式会社篠崎工務店、契約金額は2億4,990万円です。全員賛成で可決されました。

平成23年11月22日に平成23年第3回議会定例会が開催されました。

議案第1号 平成22年度一般会計歳入歳出決算について。

歳入合計34億4,733万1,550円、歳出合計33億9,572万9,781円で差し引き額は5,160万1,769円です。

歳入の主なものは分賦金及び負担金で歳入全体の93.2%を占めており、そのうち利根町の負担金は2億6,079万6,000円です。組合債は消防施設整備事業債として牛久消防署仮眠室の増築工事及び桜東分署の外構工事に充当し、また、消防自動車購入事業債として消防ポンプ自動車2台、高規格救急車1台の購入に充当した組合債です。

次に歳出について申し上げます。予算執行率は議会費90.3%、総務費98.8%、消防費98.3%、公債費はほぼ100%となっています。議会費では234万9,955円を支出しており、運営の経費、報酬、旅費が主なものです。総務費は1億83万2,566円を支出し、そのうち一般管理費は職員8名の人件費が主なもので、そのほかは前年度とほぼ同様です。基金費では、今後の消防職員の大量退職に対応するため、退職手当基金に2,003万4,000円積み立てたものです。消防費は全体で31億9,151万1,077円の支出で、繰越明許費3,097万5,000円を除くと2,576万923円の不用額となります。繰越明許費の内容は、(仮称)新河分署建設に伴う敷地造成工事2,226万円、設計委託料871万5,000円です。消防費の経費は328名の人件費が主となります。公債費は1億103万6,183円の支出で、これまでに起債した組合債の元金及び利子です。歳入歳出決算についての報告は以上で終わります。

議案第2号 平成22年度養護老人ホーム松風園特別会計歳入歳出決算について報告いたします。

歳入合計1億3,367万8,357円、歳出合計1億2,833万1,257円であり、差し引き額は534万7,100円です。歳入の主なものは分賦金及び負担金のうち社会福祉費負担金であり、1億2,661万3,201円で全体の94.7%を占めており、そのほか繰入金、繰越金です。

歳出における執行率は民生費の95.6%、施設事務費は9,404万2,211円支出しています。これは職員8名分の人件費と、また生活費は入居者が健康で快適な毎日を送れるよう必要とした経費です。

議案第3号 平成22年度水防事業特別会計歳入歳出決算について。

歳入合計1,056万8,480円、歳出合計988万7,196円であり、差引額68万1,284円となり、歳入の88.3%も分賦金負担金で占めており、利根町分は209万1,000円です。

歳出の執行率は水防費94.7%で、主に人件費、水防備蓄品及び水防訓練の経費となります。

議案第4号 平成23年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算について。

歳入歳出予算の総額に210万円を追加し36億9,175万円とするものです。県の新規事業として新生児運搬用保育器整備事業が実施されることになり、県補助金の交付が決定され、歳入で県支出金を210万円計上し、歳出で備品購入費に新生児運搬用保育器を購入するため同額を計上したものです。

議案第5号 平成23年度稲敷地方広域市町村圏事務組合立養護老人ホーム松風園特別会計補正予算について。

歳入歳出予算の総額に97万5,000円を追加し、1億1,898万7,000円とするものです。職員の出産に伴い臨時職員を確保するために計上したものです。

以上、報告いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員今井利和君。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員今井利和君登壇〕

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員（今井利和君） 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の議会報告をいたします。

平成23年11月10日、午後2時より平成23年第2回龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会定例会が開催されました。

議案第1号は、平成22年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計歳入歳出決算についてであります。平成22年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額が24億1,694万8,490円、歳出総額が23億2,348万2,254円となりました。対前年度比は歳入で2,829万8,314円、1.2%上回り、歳出では1,811万2,161円、0.8%下回っております。歳入歳出差引額、並びに実質収支額は9,346万6,236円で、単年度収支は4,641万475円の黒字、実質単年度収支についても7,355万6,050円の黒字となりました。

議案第1号決算は承認されました。

報告第1号 平成23年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,261万4,000円を追加し、予算総額を23億6,174万4,000円としたものです。

歳入については、繰入金に4市町分の財政調整基金積立金356万8,000円、繰越金904万6,000円、歳出について総務費の一般管理費、委託料へ223万1,000円、衛生費の清掃施設費、修繕料に681万5,000円、旧清掃工場費、委託料に356万8,000円を計上し、弁護士費用及び震災被害における修繕料に対応した予算措置をしたものです。

報告第1号は承認されました。

次に、焼却灰等の放射線量の測定結果を報告いたします。

10月27日第4回放射性物質測定が実施され、放射性セシウム134、2,600ベクレル、セシウム137、3,400ベクレル、セシウム濃度が6,000ベクレルとなり、第3回測定に引き続き国の暫定埋め立て基準値8,000ベクレル以下となりました。

次に、視察研修についてご報告申し上げます。

平成23年10月13日、14日、2日間視察してまいりました。

13日は山形県南部に位置した面積2495.52キロ平方メートル、人口23万8,788人の地域で、米沢市外2市5町から構成されている置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンターを視察しました。これは平成11年7月稼働です。施設規模は85トン、24時間、3炉、計255トン、24時間、廃熱ボイラークマWES型で煤じん、塩化水素ガス、ダイオキシン類、硫酸化物等の有害ガス除去整備を施し、大気汚染を未然に防いでいます。排ガスの熱で蒸気をつくり、工場管理棟への暖房、給湯などを行い、蒸気タービン発電機で工場内の必要電力を賄うほか、余剰電力は売電しています。千代田クリーンセンターでは、各市町村にごみの減量化を進めています。

構成の高畠町、人口2万5,552人の町では、一つ、木材の再利用事業、二つ、廃食用油再利用事業として廃食用油を商工会商店、コンビニなどで回収をしてもらっております。生ごみ堆肥を、堆肥化事業としては取り組んだ人が得をする仕組みとして、可燃ごみ袋1枚50円を無料、水切りバケツの提供、週2回収し、生ごみの減量化に努めた結果、千代田クリーンセンターへのごみの搬入が6,800トンから5,400トンになり、負担金は1,490万円の減になったとの説明がありました。

以上で報告を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、龍ヶ崎地方衛生組合議員坂本啓次君。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議員坂本啓次君登壇〕

龍ヶ崎地方衛生組合議員（坂本啓次君） 龍ヶ崎地方衛生組合は、去る11月に定例会を行いました。内部について詳しいことは、後で若泉議員、私なりに尋ねてください。

私は一番重要なことを報告したいと思います。若泉議員と私が10月6日、7日に宮城県角田市仙南地域行政事務組合、名称角田衛生センターというところに視察に行っていました。それらは、私どもの地域と似ているところが多少ありました。

白石市、角田市、蔵王市、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町の2市7町が行うし尿等の処理運営管理における衛生事務等についての状況を視察研修してまいりました。広域衛生及び行政財政の進展及び運営の参考目的に行っていました。

この角田衛生センターは、阿武隈川沿いの角田中央公園の一角にあり、去る3・11の大震災で被害の大きかった地域に隣接しているため、震災時における対応全般、特に被災地からの受け入れ状況、他市町村との応援体制等について質疑応答を行い、教示いただき

ました。

有事の対応に生かすべ説明をいただき、視察に行ったみんなが、今後、龍ヶ崎地方衛生組合の参考となる有益な視察でしたという意見がいっぱいありました。

以上、報告を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、各組會議員からの発言が終わりました。

続いて、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 平成23年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

12月6日から本日までの11日間にわたり行われました今期定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。

議員の皆様方には慎重なるご審議をいただきました結果、ご提案申し上げました案件すべてにつきまして、原案どおり可決並びに承認をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会の期間中ではありますが、8日、9日、12日に行われました一般質問、また議案審議の過程で議員の皆様からいただきましたご意見やご提言につきましては、大変貴重なものと受けとめ、今後の町政運営の参考とさせていただきたいと思っております。

現在町が抱える課題でございますが、災害復旧、特に放射線対策はもちろんのこと、4年制大学開校に伴い経済効果が出るような対策を講じていくことや、旧東文間小学校跡地、立木地区の約6.3ヘクタールの利活用、疾病予防対策、健康増進、そして文化の向上やスポーツの推進、さらに自然環境では循環型社会の構築や自然エネルギーの活用など、町が抱えている課題は山積しているのが現状でございます。

今後も引き続き国や県の動向を注視していくとともに、他の地方自治体の取り組み等も参考にしながら、住民の皆様方の目線に立ったきめ細やかな行政サービスができるよう、誠心誠意努力してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方には、ご理解とご協力を承りますよう、よろしくお願い申し上げます、今定例会閉会に当たりまして、私のあいさつとさせていただきます。長期間、大変ご苦勞さまでございました。

議長（五十嵐辰雄君） 発言が終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成23年第4回利根町議会定例会を閉会します。

なお、平成24年第1回定例会は、平成24年3月1日木曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後零時27分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

利根町議会議長 五十嵐 辰 雄

署 名 議 員 白 旗 修

署 名 議 員 新 井 邦 弘